## インフルエンザの出席停止期間



※インフルエンザ感染の出席停止期間は、次のとおりです。

## 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

- ※発症日当日を「〇日目」、解熱した翌日を「解熱後1日目」とするので、発症した日から数えると 最低6日間の出席停止が必要となります。
- ※発症日は、インフルエンザの症状(突然の発熱・悪寒・関節痛等)が始まった日です。病院受診の際に必ず医師に相談・確認してください。
- ※「インフルエンザ登校許可証」は、保護者の方が記入し登校の際お子さまに持たせてください。 出席停止の間はウィルスが体内に残っており、集団感染の心配もあります。家で安静に過ごしましょう。
- ※インターネットができる環境にない場合は、用紙をお渡しいたしますので学校に連絡してください。